

Q&A

Q1 消費者としては、この制度にどのように関わっていけばよいですか？

A1 適格消費者団体の活動を消費者全体で支えていくためには消費者の皆様の協力が重要です。適格消費者団体が行う消費者被害の情報収集活動(110番活動等)に身近な被害情報を提供したり、活動に賛同できる場合には、会員として参画したり寄付を行ったりすることが考えられます。

Q2 事業者としては、どのような対応が求められるのでしょうか。

A2 事業者には、消費者契約法等をはじめとする各種法令を遵守することが求められます。そのため、公表された情報を元に、適格消費者団体の活動や申入れが行われた事業内容を確認し、経営においてコンプライアンス(法令遵守)を心がけることが重要です。また、差止請求された場合は、自らの業務活動をチェックし、違法行為と認めるときは迅速に対処してください。

Q3 どのようにして適格消費者団体による差止請求訴訟の結果やその活動等に関する情報を入手することができますか。

A3 適格消費者団体に関する情報は、各団体のホームページをご覧ください。(各団体のホームページのURLはP.10~P.11に掲載していますので、ご参照ください。)また、消費者庁や国民生活センターのホームページもあわせてご覧ください。

消費者団体訴訟制度に関する情報は、消費者庁のホームページ(企画課)からご覧いただけます。

<http://www.caa.go.jp/planning/>

このパンフレットに関するお問い合わせは

消費者庁 企画課 TEL:03-3507-8800(代表)

適格消費者団体に
情報提供してください!!



消費者団体 訴訟制度

消費者契約法等に違反する事業者の不当行為に対する差止請求を行うのが「消費者団体訴訟制度」です。

適格消費者団体が消費者被害を未然に防止! 拡大を防止!

強引な勧誘
不当な契約を行う
事業者に改善を
申し入れ!!

改善の申入れを
受け入れない
事業者に対して
訴訟を提起!!

「うそつき表示」
「大げさな表示」
の改善を申し入れ!!

消費者の利益を守る **3** つの法律

1
消費者
契約法
P.4~5

2
景品
表示法
P.6

3
特定商
取引法
P.7

消費者庁

安心できる社会づくりのために皆さんの情報提供をお願いします!